

(目的)

第1条 この規約は、e-kanagawa 施設予約システム（以下「本システム」といいます。）を利用して、神奈川県が設置する公共施設の利用申込等手続を行うために必要な事項について定めるものです。

(利用規約への同意)

第2条 本システムを利用して施設の利用申込等手続を行うためには、この規約に同意していただくことが必要です。このことを前提に、神奈川県は本システムによるサービスを提供します。本システムの利用者登録をされた方は、この規約に同意したものとみなします。何らかの理由により、この規約に同意することができない場合は、本システムをご利用いただくことはできません。

(用語の定義)

第3条 この規約において使用する用語の意義は、次の各号のとおりとします。

- (1) 県 神奈川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例に規定する県の機関をいいます。
- (2) 施設 本システムにより利用申込等手続を行う対象となる施設として別表1に掲げるものをいいます。
- (3) 指定管理者 地方自治法第244条の2第3項の規定により施設の管理を行わせるものとして県が指定した者をいいます。
- (4) 利用者 本システムのサービスを受ける個人又は団体をいいます。
- (5) 利用者カード 利用者に発行される本システムの利用者カード（様式1）をいいます。
- (6) カード番号 利用者カードに記載された、利用者カードを一意に識別する番号をいいます。
- (7) パスワード 本システムの本人認証に用いるパスワードをいいます。
- (8) コールセンター 利用者からの本システム利用上の問い合わせの受付及び回答を行う機関をいいます。
- (9) 利用申込等手続 利用の申込、取消等をいいます。
- (10) サービス提供事業者 本システムのサービス提供を委託された株式会社パスコをいいます。

(利用者登録の申請)

第4条 本システムの利用を希望する個人又は団体は、本システムの利用者登録事前入力機能で利用者登録申込を行い、利用する施設の窓口へ本人（団体の場合は代表者又は連絡者）を確認できる書類等（学生証、運転免許証、マイナンバーカードなど）を提示し、利用者登録申請を行うものとします。なお、利用を希望する個人又は団体の代表者の年齢が16歳未満の場合は、利用する施設の窓口へ保護者の署名（様式2）を提出するものとします。

2 システムの利用環境がなく、本システムの利用者登録事前入力を行うことができない場合は、利用する施設の窓口へ神奈川県 e-kanagawa 施設予約システム利用者登録申請書（以下「登録申請書」といいます。）（様式3）を提出するものとします。

3 第1項及び第2項に定めるもののほか、団体の登録を申請する場合は、団体登録名簿（様式4）を提出するものとします。

(利用者カードの発行等)

第5条 県又は指定管理者は、施設の窓口において、前条により申請のあった利用者登録事前入力の申込内容又は登録申請書の申請内容について確認を行い、利用者カード及び利用者登録書（様式5）を発行するとともに、利用者登録事前入力の申込内容又は登録申請書の申請内容及びカード番号を本システムに登録します。

2 利用者は、利用者カード及び利用者登録書を次の各号に注意して取り扱うものとします。

- (1) 利用者は、利用者カードを受領した場合は、直ちに利用者カードの所定欄に署名（団体の場合は団体名を記入）してください。

(2)利用者は、利用者カード及び利用者登録書を慎重に取り扱い、破損、紛失、盗難等のないよう適切に管理し、使用してください。

(3)利用者は、施設を利用するときは必ず利用者カードを窓口に提示してください。

(4)利用者カードは、登録した個人又は団体以外は使用できません。また、利用者カードは、他人にこれを譲渡し、又は貸与することはできません。

(カード番号並びにパスワードの利用及び管理)

第6条 利用者は、本システムの利用に当たっては、カード番号及びパスワードを本システムに入力することにより、利用申込等手続を行うことができます。

2 本システムを利用するためのカード番号及びパスワードは非常に大切なものです。次の点に注意して利用者の責任において厳重に管理してください。

(1)カード番号及びパスワードは他人に知られないように管理してください。

(2)パスワードは定期的に変更し、第三者への漏えい防止に努めてください。

(3)他人からのパスワードなどの照会には応じないでください。施設及びコールセンターからパスワードを電話等でお問い合わせすることはありません。

(4)パスワードを忘失した場合は、利用する施設に連絡し、その指示に従ってください。

(5)利用者登録を行った場合及びパスワードを忘失した場合は、利用する施設の窓口において、仮パスワードの交付を受けてください。なお、仮パスワードは初回ログイン時に変更するものとします。

3 県及び指定管理者は、カード番号及びパスワードにより行われた利用申込等手続については、本人により行われたものとみなします。

(利用者カードの紛失又は盗難)

第7条 利用者は、利用者カード及び利用者登録書の紛失又は盗難があった場合は、直ちにその旨を利用者登録を行った施設に連絡するとともに、施設の窓口に本人(団体の場合は代表者又は連絡者)を確認できる書類等(学生証、運転免許証、住民基本台帳カードなど)を提示の上、登録申請書を提出して、新たな利用者カード及び利用者登録書の発行を受けるものとします。

(利用者カードの再発行)

第8条 利用者は、利用者カードをき損した場合は、施設の窓口でき損した利用者カードと引き換えに、利用者カードの再発行を受けるものとします。

(利用者登録の変更)

第9条 利用者は、申請した利用者登録の内容に変更が生じた場合は、遅滞なく施設の窓口に変更内容を確認できる書類等(学生証、運転免許証、マイナンバーカードなど)を提示の上、利用者カード及び登録申請書を提出するものとします。

(利用者登録の期間)

第10条 利用者登録の申請がされ、県又は指定管理者が本システムに登録した日を登録日とし、登録日から5年間を有効期間とします。

2 有効期間中に1回以上の利用があった場合は、その日から引き続き5年間を有効期間とします。

3 直近の利用日から5年間利用がなかった場合は、登録の削除をします。

(利用者登録の抹消)

第11条 利用者は、利用者登録の削除を希望するときは、施設の窓口に登録申請書を提出するとともに、利用者カードを返却するものとします。利用者から削除の申し出があったときは、県又は指定管理者は利用者登録を削除します。

2 県及び指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当した場合は、利用者登録を削除するものとします。

(1)利用者が虚偽の申請をした場合

(2)利用者が施設の管理に関する法規等又はこの規約に重大な違反をした場合

(3) 利用者の所在が不明かつ連絡不能と認めた場合

(4) その他利用者として不相当と認めた場合

(利用方法)

第12条 本システムによる利用申込等手続の具体的な方法については、県が別に定めるものとします。

(利用時間)

第13条 本システムの利用時間は、次のとおりとします。なお、定期の保守・点検を行うため、本システムの一部又は全部を停止する場合は、本システムのお知らせ欄で事前にお知らせします。ただし、緊急を要する場合は、予告なしに本システムの一部又は全部を停止することがあります。

(1) 利用申込等手続 原則 24 時間（ただし、抽選申込みや予約申込みの受付開始初日については、午前 5 時から申込みの受付が始まります。）

(2) 空き状況の照会 原則 24 時間

(利用環境)

第14条 利用者は、e-kanagawa 施設予約システムポータルサイト (<https://yoyaku.e-kanagawa.lg.jp/portal/web/>) に示す動作環境で本システムを利用するものとします。

(抽選申込件数の制限)

第15条 利用者が抽選申込みできる件数は、利用希望月ごとに上限があります。施設毎の上限件数については、別途定めます。

(予約変更・取消の受付期限)

第16条 利用者からの予約変更・取消の受付期限は、別表2に掲げるとおりとします。

2 利用者は、前項の受付期限を過ぎて予約変更・取消を行おうとする場合は、利用する施設にその旨を申し出ることとします。

3 県及び指定管理者は、前項の場合及び利用者が予約変更・取消を行わずに施設を利用しなかった場合は、本システムの利用を制限することがあります。

(障害時の措置)

第17条 本システムが障害等により利用できなくなった場合は、速やかにコールセンターにご連絡いただけるようお願いいたします。

(利用申込等)

第18条 利用者は本システムにより、利用申込等を行うものとします。

(利用の承認)

第19条 県及び指定管理者は、本システムの予約結果画面により、利用の承認の通知を行うこととします。なお、利用者から申し出があった場合は、別に県又は指定管理者が定める手続により通知することとします。

(減免の申請)

第20条 利用者は、使用料又は利用料金の減免を受けようとするときは、本システムによらず、別に県又は指定管理者が定める手続により申請等を行うこととします。

(減免の承認)

第21条 県及び指定管理者は、本システムの予約結果画面の料金の表示により、使用料及び利用料金の減免の承認の通知を行うこととします。なお、利用者から申し出があった場合は、別に県又は指定管理者が定める手続により通知することとします。

(禁止事項)

第22条 本システムの利用に当たっては、次の各号に掲げる行為を禁止します。

(1) 本システムを利用申込等手続及び空き状況の照会以外の目的で利用すること。

(2) 本システムに対し、不正にアクセスすること。

(3) 本システムの管理及び運営を故意に妨害すること。

(4) 本システムに対し、ウィルスに感染したファイルを故意に送信すること。

(5)他人のカード番号及びパスワードを不正に使用すること。

(6)その他法令等に違反すると認められる行為をすること。

(禁止事項に対する防御措置)

第23条 県は、本システムに対し、前条各号のいずれかに該当する行為が明らかなる場合又は該当する行為があると疑うに足りる相当な理由がある場合は、利用者から収集した情報の抹消、本システムによるサービスの停止等必要な措置を行うことができるものとします。

(免責事項)

第24条 県及び指定管理者は、利用者が本システムを利用したことにより発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害について一切の責任を負いません。

2 県は、本システムの停止、中止、中断等により発生した利用者の損害について一切の責任を負いません。

(著作権)

第25条 本システムに含まれているプログラム及びその他著作物に関する著作権は、日本国の著作権法によって保護されています。本システムに含まれているプログラム及びその他著作物の修正、複製、改ざん、販売等の行為を禁止します。

(本システムへのリンク)

第26条 本システムへのリンクは、トップページ (<https://yoyaku.e-kanagawa.lg.jp/portal/web/>) に設定してください。この場合、フレーム内に取り込む形でのリンクはご遠慮ください。

なお、ページの構成変更等により URL が変更になることがあります。

(個人情報の保護)

第27条 県及び指定管理者は、本システムにより利用者から取得した個人情報については、神奈川県個人情報保護条例に基づいた保護及び適正管理を行います。また、収集した個人情報は、法令の要請に基づくものを除き、目的外の利用及び第三者への提供は行いません。

2 サービス提供事業者は、個人情報保護関連法令及び委託契約において定める個人情報の守秘義務等を遵守し、本システムのサービス提供に当たります。

(準拠法及び管轄)

第28条 この規約は日本法に準拠するものとします。

2 本システムの利用又はこの規約に関して利用者と県の間を生ずるすべての紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(利用規約の変更)

第29条 県は、必要があると認めるときは、利用者への事前の通知を行うことなく、この規約を変更することができるものとします。

2 利用者は、利用の都度、この規約を確認することとし、この規約変更後に本システムを利用した場合は、変更後の規約に同意したものとみなします。

附 則

この規約は、平成17年4月1日から適用します。

附 則 (平成18年4月1日改正)

この規約は、平成18年4月1日から適用します。

附 則 (平成18年8月11日改正)

この規約は、平成18年8月11日から適用します。

附 則 (平成19年6月1日改正)

この規約は、平成19年6月1日から適用します。

附 則 (平成20年4月1日改正)

この規約は、平成20年4月1日から適用します

附 則（平成 21 年 2 月 1 日改正）

この規約は、平成 21 年 2 月 1 日から適用します。

附 則（平成 21 年 4 月 1 日改正）

この規約は、平成 21 年 4 月 1 日から適用します。

附 則（平成 22 年 4 月 1 日改正）

この規約は、平成 22 年 4 月 1 日から適用します。

附 則（平成 23 年 9 月 12 日改正）

この規約は、平成 23 年 9 月 26 日から適用します。

附 則（平成 25 年 8 月 15 日改正）

この規約は、平成 25 年 8 月 15 日から適用します。

附 則（平成 27 年 4 月 20 日改正）

この規約は、平成 27 年 4 月 20 日から適用します。

附 則（平成 27 年 6 月 20 日改正）

この規約は、平成 27 年 6 月 20 日から適用します。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日改正）

この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から適用します。

附 則（令和 2 年 7 月 6 日改正）

この規約は、令和 2 年 7 月 6 日から適用します。

附 則（令和 3 年 1 月 15 日改正）

この規約は、令和 3 年 1 月 15 日から適用します。

附 則（令和 5 年 1 月 1 日改正）

この規約は、令和 5 年 1 月 1 日から適用します。

附 則（令和 5 年 1 月 26 日改正）

この規約は、令和 5 年 1 月 26 日から適用します。

附 則（令和 5 年 3 月 1 日改正）

この規約は、令和 5 年 3 月 1 日から適用します。

別表1（第3条関係）

施設名
神奈川県立かながわ県民活動サポートセンター・神奈川県立かながわ県民センター
神奈川県立公文書館
神奈川県立保土ケ谷公園
神奈川県立三ツ池公園
神奈川県立秦野戸川公園
神奈川県立スポーツセンター
神奈川県立西湘スポーツセンター
神奈川県立武道館
神奈川県立相模湖交流センター
神奈川県立地球市民かながわプラザ
神奈川県立神奈川近代文学館
神奈川県立かながわ労働プラザ
神奈川県立スポーツ会館
神奈川県立相模三川公園
神奈川県立境川遊水地公園
四之宮ふれあい広場
葉山港港湾管理事務所
神奈川県立辻堂海浜公園
神奈川県立湘南汐見台公園
かながわアートホール
湘南港港湾管理事務所
相模湖漕艇場
宮ヶ瀬湖カヌー場
山岳スポーツセンター

別表2（第16条関係）

施設名	対象	予約変更・取消の受付期限
神奈川県立かながわ県民活動サポートセンター・神奈川県立かながわ県民センター	全ての場所	利用日の14日前
神奈川県立公文書館	全ての場所	利用日の7日前
神奈川県立保土ヶ谷公園	全ての場所	利用日の7日前
神奈川県立三ツ池公園	全ての場所	利用日の7日前
神奈川県立秦野戸川公園	全ての場所	利用日の7日前
神奈川県立スポーツセンター	全ての場所	利用日の7日前
神奈川県立西湘スポーツセンター	全ての場所	利用日の7日前
神奈川県立武道館	全ての場所	利用日の7日前
神奈川県立相模湖交流センター	全ての場所	利用日の7日前
神奈川県立地球市民かながわプラザ	プラザホール、控室	利用日の14日前
	プラザホール、控室以外	利用日の7日前
神奈川県立神奈川近代文学館	ホール	利用日の14日前
	ホール以外	利用日の7日前
神奈川県立かながわ労働プラザ	多目的ホール	利用日の60日前
	ギャラリー	利用日の14日前
	多目的ホール、ギャラリー以外	利用日の7日前
神奈川県立スポーツ会館	全ての場所	利用日の7日前
神奈川県立相模三川公園	全ての場所	利用日の7日前
神奈川県立境川遊水地公園	全ての場所	利用日の7日前
四之宮ふれあい広場	全ての場所	利用日の7日前
葉山港港湾管理事務所	全ての場所	利用日の7日前
神奈川県立辻堂海浜公園	全ての場所	利用日の7日前
神奈川県立湘南汐見台公園	全ての場所	利用日の7日前
かながわアートホール	ホール	利用承認の日の属する月の末日。（利用承認の日と利用日が同一の月に属する場合は、原則として利用承認の日から起算して7日もしくはは利用日のうちの早い日）
	スタジオ	利用承認の日から起算して7日もしくはは利用日のうちの早い日
湘南港港湾管理事務所	全ての場所	利用日の7日前
相模湖漕艇場	全ての場所	利用日の7日前
宮ヶ瀬湖カヌー場	全ての場所	利用日の7日前
山岳スポーツセンター	全ての場所	利用日の7日前

表面

 <p>神奈川電子自治体共同運営サービス - kanagawa</p>	
<h1>利用者カード</h1>	
<h2>カード番号</h2>	
<p>e-kanagawa施設予約システム 神奈川県</p>	
<p><複製禁止></p>	

裏面

<p>発行日 利用者登録日 ご署名(個人名又は団体名)</p>
<hr/> <p><ご注意></p> <ul style="list-style-type: none">・このカードは、「神奈川電子自治体共同運営サービス e-kanagawa施設予約システム」利用者カードです。・このカードは、登録された利用者ご本人だけが利用できます。・施設利用時に、このカードを提示してください。・このカードを拾得された方はe-kanagawaコールセンターへご連絡ください。・このカードの複製を禁止します。 <p>【e-kanagawaコールセンター】電話0570-073-489</p>

※ 以下は任意記入項目です。

代表者住所2	〒	—
代表者電話番号2	—	—
代表者FAX番号	—	—
代表者Eメール1 通知の有無	1 通知しない	2 通知する
代表者Eメールアドレス1		
代表者Eメール2 通知の有無	1 通知しない	2 通知する
代表者Eメールアドレス2		
連絡者住所2	〒	—
連絡者電話番号2	—	—
連絡者FAX番号	—	—
連絡者Eメール1 通知の有無	1 通知しない	2 通知する
連絡者Eメールアドレス1		
連絡者Eメール2 通知の有無	1 通知しない	2 通知する
連絡者Eメールアドレス2		

団 体 登 録 名 簿

(団体名:

) カド番号:

No.	氏名	住所	電話	Eメールアド レス
1	代表者			
2	連絡者			
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

No.	氏名	住所	電話	Eメールアド レス
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				

次のとおり登録しました。

カード番号			
発行元自治体			
団体名			
施設グループ			
仮パスワード			
利用者登録日		登録内容変更日	
有効期限			

代 表 者	氏名			
	住所1			
	住所2			
	電話番号1		電話番号2	
	FAX			
	メールアドレス			

連 絡 者	氏名			
	住所1			
	住所2			
	電話番号1		電話番号2	
	FAX			
	メールアドレス			

備考			

